

2019 年度(平成 31 年度)
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)
公募要領
【二次公募】

2019 年 7 月
一般財団法人環境イノベーション情報機構

2019年7月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「当機構」という。)では、環境省から2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の交付を受け、地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づくエネルギー起源CO₂の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制の下、省エネルギー設備等を導入し、もってエネルギー起源CO₂の排出削減を行う事業に対する補助金を交付する事業(以下「本補助金」という。)を実施します。

本補助金の目的や内容、応募方法、留意事項については、この公募要領に記載するとおりです。本補助金に応募される方は御熟読ください。

本補助金の補助事業として採択された場合には、2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付規程(以下「交付規程」という。)に従って、本補助金の交付申請の手続等を行っていただくことになります。

本補助金に応募される皆様へ

当機構の本補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としております。そのため社会的にその適正な執行が強く求められており、以下の点を十分認識した上で、本補助金の応募を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の応募者が当機構に提出する書類には、いかなる理由があっても虚偽の内容の記述を行わないでください。
- 2 本補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。)の第29条から第33条において規定された罰則が適用されます。
- 3 当機構が本補助金の交付決定を通知する前に本補助金の実施に係る契約を締結した場合、その契約内容については、本補助金の交付対象とはなりませんので御注意ください。
- 4 本補助金の趣旨に基づき、補助事業者は、自らの事業内容に関して、他の地方公共団体や民間事業者等への普及啓発を行う責務があります。このため、普及啓発活動については、自主的な取組のみならず、当機構や環境省の求めに応じて実施していただくことがあります。また、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)に御協力いただく責務があります。これらの取組が不十分と判断される際には、当機構や環境省より改善のための指導を行います。

目次

I. 補助金の目的及び内容.....	1
1. 補助金の目的.....	1
2. 対象事業の要件.....	1
3. 補助金の応募ができる者.....	2
4. 共同実施.....	3
5. 補助対象経費.....	4
6. 補助金の応募申請額.....	9
II. 事業の実施.....	10
1. 応募後の流れ.....	10
2. 留意事項.....	11
III. 応募方法.....	13
1. 応募の方法.....	13
2. 個別事業相談会の開催.....	15
3. 問合せ先.....	15
別紙 応募申請書ファイルの作成の仕方.....	16
インデックス区分けリスト.....	17
別添 審査のポイント.....	18
様式第1.....	20

I. 補助金の目的及び内容

1. 補助金の目的

本補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)に位置付けられた施設の省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、省エネルギー化を促進し、また、体制の整備・強化や施設の省エネルギー化によって得られたノウハウ等を周辺自治体や民間団体へ普及展開させることで、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現及び第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)に掲げる地域循環共生圏の実現に資することを目的としています。

※地域循環共生圏とは:

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方。詳細は第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)参照。

2. 対象事業の要件

本補助金の対象事業は次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とします。

事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業(技術実証を除く)であって、次の1)～4)の全てに該当していること。なお、小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに省エネルギー設備等を導入する場合を除く。ただし小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設(庁舎等)に省エネルギー設備等を導入し、エネルギー・マネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合は対象とします。

- 1) 事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるもの。
- 2) エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備等(その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。)を庁舎等に導入する事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO₂の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。
- 3) 「平成30年度版L2-Techリスト」(環境省)に基づく次の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分	設備・機器等
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)	ガスヒートポンプ パッケージエアコン(店舗・オフィス用) パッケージエアコン(設備用) パッケージエアコン(ビル用マルチ) 氷蓄熱式パッケージエアコン 間接外気空調ユニット
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)	フロン類等冷媒ターボ冷凍機 自然冷媒ターボ冷凍機 水冷ヒートポンプチラー 空冷ヒートポンプチラー デシカント空調システム(空調機器・デシカント空調機)
う	熱源・空調機(気化式・中央方式)	間接気化式冷却器
え	熱源・空調機(吸収式・中央方式)	吸収冷温水機(二重効用) 吸収冷温水機(三重効用)/廃熱投入型吸収冷温水機(三重効用) 一重二重併用形吸収冷温水機 吸収冷凍機(二重効用・蒸気式) 吸収冷凍機(三重効用・蒸気式) 一重二重併用形吸収冷凍機(蒸気式)
お	熱源・空調機(吸着式・中央方式)	吸着式冷凍機
か	熱源(ヒートポンプ)	高温水ヒートポンプ(空気熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(空気熱源・一過式) 高温水ヒートポンプ(水熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(水熱源・一過式) 高温水ヒートポンプ(水空気熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(水空気熱源・一過式) 熱風ヒートポンプ(空気熱源・一過式) 熱風ヒートポンプ(水熱源・一過/循環式) 蒸気発生ヒートポンプ(水熱源・一過式) 蒸気再圧縮装置 ダブルバンドルヒートポンプ
き	給湯器(ヒートポンプ)	ヒートポンプ給湯機(空気熱源) ヒートポンプ給湯機(水熱源)
く	給湯器(ガス式)	潜熱回収型給湯器
け	ボイラ	温水機 蒸気ボイラ(貫流ボイラ) 蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ) 蒸気ボイラ(水管ボイラ) 熱媒ボイラ
こ	コージェネレーション	ガスエンジンコージェネレーション ガスタービンコージェネレーション 燃料電池コージェネレーション
さ	照明器具	LED照明器具
し	変圧器	油入変圧器 モールド変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム	BEMS(制御サービス・空調・熱源・個別方式) BEMS(制御サービス・照明) BEMS(制御サービス・空調・熱源・中央方式)

4) 様式第1の別紙3「カーボン・マネジメントの推進方針」がすべて記載の上で提出されていること。

5) 今年度に事業を完了すること。

3. 補助金の応募ができる者

本補助金の応募ができる者は、次に掲げる者とします。

(ア)都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

(イ)民間企業(上記アと共同申請する事業者)

4. 共同実施

地方公共団体と共同で事業を申請する場合は、補助事業に参画するすべての事業者が「3. 補助金の応募ができる者」に該当することが必要となります。

代表事業者は補助事業に参画するすべての事業者のうち、当該補助事業により財産を取得する者から選択してください。代表事業者が本補助金の応募等を行い、他の事業者を共同事業者とします。

代表事業者は補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、事業実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行ってください。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

民間企業からの共同申請における事業

(リース、PFI 及び ESCO 等の場合)

- ・リース、PFI 及び ESCO を利用する場合は、参画する事業者との共同申請とします。
- ・サービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、サービス料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示してください。

(ESCO 等の場合)

- ・シェアード・セイビングス契約に限定します。
- ・代表申請者及び共同事業者については、以下のとおりです。

(1)ESCO 事業者、リース事業者と3者で共同申請する場合

設備の所有者であるリース会社が代表申請者、ESCO サービス提供者である ESCO 事業者が共同事業者、ESCO サービス享受者である地方公共団体を共同事業者として申請してください。

(2)その他の場合(ESCO 事業者と共同申請する場合、またはリース会社と共同申請する場合等)

設備の所有者が代表申請者、ESCO サービス享受者である地方公共団体が共同事業者として申請してください。

- ・導入による省エネルギー効果が ESCO 事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とします。

- 注 ① 公募型事業において、すでに事業者が当該地方公共団体等の公募に応募し、公正な審査により選定されていると認められる場合については、3者見積は必要としません。
- ② CO₂ 排出削減量の担保をどのようにするか明確にしてください。
- ③ サービス料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

5. 補助対象経費

補助事業に要する経費として認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、それぞれ表1、表2に掲げる経費とし、かつ補助事業で使用されたことが証明できるものとします。

表1 補助対象経費

区分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	補助事業の本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ② 機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ③ 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業の工事を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		補助事業の工事を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。 補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		<p>補助事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 689 580 741">号</th> <th data-bbox="580 689 1228 741">区 分</th> <th data-bbox="1228 689 1361 741">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 741 580 792">1</td> <td data-bbox="580 741 1228 792">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1228 741 1361 792">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 792 580 844">2</td> <td data-bbox="580 792 1228 844">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1228 792 1361 844">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 844 580 887">3</td> <td data-bbox="580 844 1228 887">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1228 844 1361 887">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

表2 補助対象経費(事務費内訳)

区分	費目	細目	細分	内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務等に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費及備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

※以下の経費は補助対象外となります。

<直接工事費>

- ・本補助金への申請手続きに係る経費
- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用
- ・既存設備の撤去・移設費(当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費も含む。)
- ・既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・数年で定期的に更新する消耗品(予備品)
- ・建物や配管等の単独での防熱・断熱強化工事(断熱パネル、断熱ガラス、断熱塗料等の設置・使用)
- ・運転頻度が低いなどのためにCO₂削減効果が現れない機器(非常用発電機等)
- ・太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備
- ・技術実証や研究開発段階の設備(検証性の高いもの)
- ・公用車

<間接工事費>

- ・補助対象外の直接工事に相当する間接工事費(直接工事費で按分して除すこと。)

<測量及試験費>

- ・補助対象外の工事に相当する実施設計費(工事費で按分して除すこと。)

6. 補助金の応募申請額

本補助金の応募申請額は、補助基本額(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費とを比較して少ない方の額)に次に掲げる事業の応募者ごとに定められた割合を乗じた額となります。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて本補助金の応募申請額としてください。

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

交付規程に基づく基準額及び補助率が適用されます。

1) 都道府県、政令市、民間企業(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合と共同申請する事業者)の場合

3分の1

2) 財政力指数※が全国市町村平均以上の政令市未満市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合

2分の1

3) 財政力指数※が全国市町村平均未満の政令市未満市町村・特別区の場合

3分の2

※財政力指数は、総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」(平成29年度)に基づく財政力指数とする。

II. 事業の実施

1. 応募後の流れ

応募後の本補助金の流れは次のとおりです。

(1) 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。審査期間は、公募締め切り後、1 か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは別添の内容を想定しています。

(2) 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を当機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。

(3) 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

交付決定後、交付申請書の添付書類として提出された「補助事業概要書」(申請版)については、採択された補助事業の概要として、当機構のウェブサイトで公表する予定です。

(4) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

当機構が公募を開始した日以降から交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為(入札公告、落札者決定等)を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんので御注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

(5) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、変更交付申請書又は計画変更承認申請書を当機構に提出する必要があります。

場合によっては、審査委員会に再度諮ることがあります。

(6) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了(※)後 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を当機構に提出しなければなりません。

補助事業の完了日については、当該年度の2月末日を超えないようにしてください。

当機構は、上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者へ通知します。

※「補助事業完了」とは、補助対象設備の、補助事業者による検収が完了し、施工業者等から補助事業者への物件の引渡しとその経費の支払が完了したことをいいます。

(7) 補助金の支払

当機構から交付額確定通知書を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書を当機構に提出する必要があります。当機構は精算払請求書を受領した後、その内容を確認の上、適当と判断した場合は、補助事業者へ補助金を支払います。

(8) その他

上記(1)～(7)の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、御参照ください。

2. 留意事項

(1) 補助事業の経費

補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、当機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

※「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf

(2) 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。

(3) 申請時に算出したCO₂削減効果の担保

交付規程・様式第16「事業報告書」に記載されるCO₂排出削減効果が、交付申請時に算定した目標に達しなかった場合は、まずは補助事業者はその原因を分析し、事業報告書別紙によりその原因を報告してください。交付申請時に算定した目標と著しい乖離がある場合には、追加的な対策を含め環境省と対応を協議してください。補助事業完了後3年間の事業報告が終了した

時点において、なお応募時に算定した目標と著しい乖離があり、かつその理由が天災地変等やむを得ない事由によるもの以外の場合は、CO₂排出削減目標の達成のための自主的な追加措置を講じ、さらに2年間、その実施状況及びCO₂排出削減効果を、環境省に報告してください。

また、共同実施の場合はCO₂排出削減効果に対する担保に関して代表申請者及び共同実施者は担保の方法について協議し、申請時に協議した結果を添付すること。

これらに従わない場合、補助金の返還等の措置を講ずることがあります。

応募時のCO₂排出削減効果の推計に当たっては、一定の安全率(10%程度)を見込むなどして無理のない算定を行ってください。

(4) 取得財産の管理

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第8条第十三号を参照ください)。場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

(6) 現地調査

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査を実施します。

(7) 資料等の保存

補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存する必要があります。

(8) 暴力団の排除

補助金の応募ができるものは、暴力団排除に関する制約事項に誓約できる者とします。

Ⅲ. 応募方法

1. 応募の方法

(1) 応募受付期間

応募受付期間は、2019年7月16日(火)から2019年7月31日(水)まで(当日必着)です。

(2) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次の1)～2)に示すとおりです。

1) 応募に必要な様式一式

当機構のウェブサイト掲載の【応募に必要な様式一式】を参照し、Word・Excel ファイルをダウンロードして別紙 応募申請書ファイルの作成の仕方を参照の上、書類を作成してください。

応募に必要な様式一式は、表4に示すとおりです。

表4 応募に必要な様式一式

様式第1 応募申請書
別紙1-1 事業実施計画書
別紙1-2(その1) 建屋ごとのCO ₂ 排出量削減効果等一覧表 別添1 システム図 別添2 設備機器導入前後比較表
別紙1-2(その2) 事業全体のCO ₂ 排出量削減効果集計表
別紙1-2(その3) 年間ごとCO ₂ 排出効果見込み
別紙2 経費内訳
別紙3 カーボン・マネジメントの推進方針

2) その他、必要資料

- イ) カーボン・マネジメント体制の整備計画及び事務事業編の写し
- ロ) CO₂排出効果を算出するための基準年度のCO₂排出量の算出資料
- ハ) 【民間企業の場合、共同事業について】

- 1) 申請者の組織概要
- 2) 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））
- 3) 定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3か月以内のもの））

ニ) 【リース、PFI 及び ESCO を活用する場合】地方自治体からの推薦書

ホ) 【リース、PFI 及び ESCO を活用する場合】リースを活用する場合は、リース契約書(案)及びリース料算出内訳書の提出が必要です。PFI 及び ESCO の枠組みを用いて申請する場合は、契約書(案)及びサービス料計算書の提出が必要です。

注 サービス料計算書は、補助事業に要する経費、補助金申請額、(サービス契約)期間、サービス料、元本、金利、固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について補助金がある場合とない場合で比較した計算書

(3) 応募申請書類の提出方法及び提出先

「(1)応募受付期間」内に「(2)応募申請書類」を郵送又は持参で以下の提出先まで御提出ください。

※封筒に「2019 年度(平成 31 年度)地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」と赤字で明記すること。

(提出先)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階

TEL:03-5209-7103 FAX:03-5209-7105

(4) 提出部数

「(2)応募申請書類」に示す1)及び2)を紙媒体で2部(正副各1部)、当該書類の Word・Excel・PDF 形式の電子データを保存した電子媒体(CD-ROM 等、事業者名を必ず記載すること。)を1枚、それぞれ提出してください。

提出された応募申請書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(5) その他

応募に当たっては、本公募要領以外に、次のものも参照してください。

- 1) 2019 年度(平成 31 年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業) 交付規程
- 2) 2019 年度(平成 31 年度)地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に係る Q&A 集

2. 個別事業相談会の開催

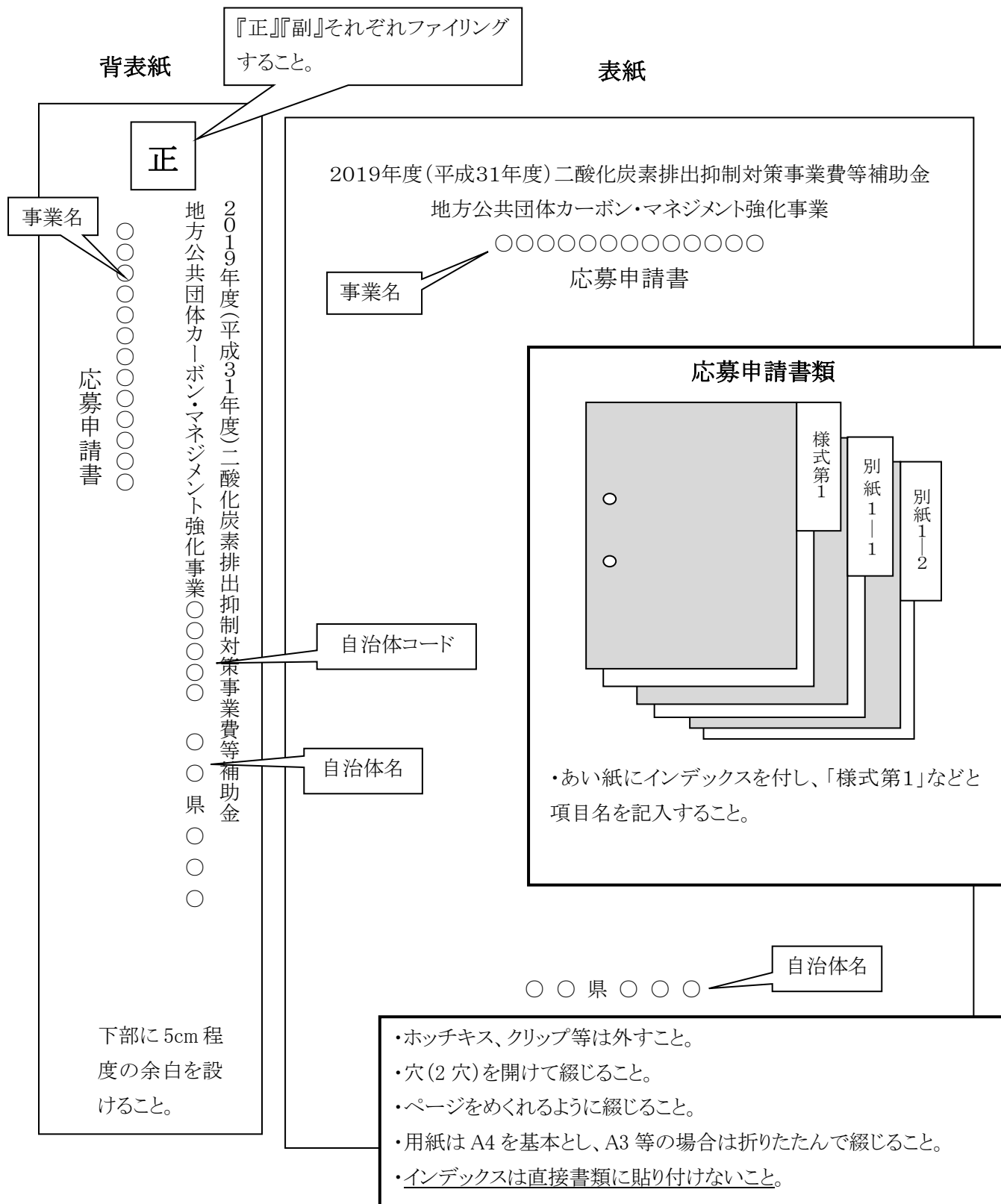
本補助金に係る個別事業相談会を2019年7月19日(金)、22日(月)、23日(火)の3日間、当機構で開催します。個別事業相談会に関する詳細及び参加申込方法につきましては、当機構のウェブサイトをご覧ください。

3. 問合せ先

本公募の内容に関して質問のある方は、「(1)所属・氏名(2)連絡先(電話番号及びメールアドレス)(3)質問内容」を記載の上、件名を「2019年度(平成31年度)地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する問合せ」とし、下記のアドレスまで電子メールをお送りください。

送付先メールアドレス: jigyo-0@jigyo.eic.or.jp

応募申請書ファイルの作成の仕方



インデックス区分けリスト

	インデックス名称
1	様式第1
2	別紙 1-1
3	別紙 1-2(その 1)
4	別添 1
5	別添 2
6	別紙 1-2(その 2)
7	別紙 1-2(その 3)
8	CO ₂ 計算根拠
9	別紙 2
10	見積書等
11	別紙 3
12	事務事業編及び関連資料(資料別に名前を付けること)
13	その他、資料(資料別に名前を付けること)

別添 審査のポイント

別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント

対象書類	評価項目		評価の視点
(ア)事業実施計画書 (別紙1-1)	1. 事業の内容	1) (A) 目的・目標 (CO ₂ 排出削減の目標設定)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に沿った目標が記載されているか、2030年度に向けての本取組の位置づけが明確であるか。
		1) (B) 設備機器・システムの特徴、選定理由	施設の性質に合致したシステム・設備であるかどうかを検討し、温室効果ガスの削減にむけて、より効果的な設備になるかどうか。 単なる同等方式、同等能力、同じ数量による機器への老朽化更新となっていないか。
	2. エネルギー起源CO ₂ 排出削減効果	1) (A) 設備導入による年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)・削減率 (%)	削減量に妥当性があることを前提に、削減量/人口の全体比率で評価する。 削減量に妥当性があることを前提に、削減率の全体比率で評価する。
		1) (B) 設備導入以外の運用改善による年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)・削減率 (%)	削減量に妥当性があることを前提に、削減量/設備導入による削減量の全体比率で評価する。 削減量に妥当性があることを前提に、削減率の全体比率で評価する。
		2) 費用効率性(1t-CO ₂ 削減当たりのコスト)	取組全体におけるCO ₂ 削減の費用効率性
	4. 取組の先進性等	取組の先進性・モデル性	設備の導入とその運用管理計画による取組の先進性・モデル性について具体的に書かれているか。 1) 自治体の特性を活かした新たな取組 2) 機器としての先進性 3) システムとしての先進性・モデル性
6. 事業実施に関連するその他の事項	1) 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針	・国における環境関連のモデル事業等を活用しており、本事業との関連づけについて具体性や工夫が見込まれるか。	
(イ)カーボン・マネジメントの推進方針(別紙3)	1. 事務事業編の策定状況等	2) 事務事業編の進捗状況	事務事業編の進捗状況に応じて加点
	2. カーボン・マネジメント体制の内容等	1) カーボン・マネジメント体制の内容	事務事業編の継続的、実効的かつ効果的なカーボン・マネジメント体制が構築されている、又はその整備計画が提示されているか。 事務事業編の関連計画との連携や庁内の横断的連携などによる協同体制について書かれているか。
		2) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針・方法と普及により期待される効果	事業者が、補助事業を核とした先進的な取組だと考えるカーボン・マネジメントに係るノウハウについて、特に民間事業者等又は全国の地方公共団体に普及させる方針に具体性や確実性、効果が見込めるか(たとえば、実行計画(区域施策編)の率先行動としての普及方針に掲げているなど)。
3. 事業実施によるエネルギー起源CO ₂ 排出削減以外の効果	当該効果の政策的有用性(副次的効果)	地域循環共生圏又はSDGsの考え方を踏まえ、地域が目指す将来像、地域課題等に即した副次的効果が具体的に記載されており、事務事業編の強化・拡充とも関連づけられているか。	

[応募に必要な様式一式]

様式第1 応募申請書

別紙1-1 事業実施計画書

別紙1-2(その1) 建屋ごとの CO₂ 排出量削減効果等一覧表【Excel】

別添1 システム図【Excel】

別添2 設備機器導入前後比較表【Excel】

別紙1-2(その2) 事業全体の CO₂ 排出量削減効果集計表【Excel】

別紙1-2(その3) 年間ごと CO₂ 排出削減効果見込み【Excel】

別紙2 経費内訳【Excel】

別紙3 カーボン・マネジメントの推進方針

推薦書

様式第1

番号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 経費内訳
3. カーボン・マネジメントの推進方針
4. その他参考資料

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	事業担当者		
	氏名	部署・役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者	団体名		
	代表者		
	氏名	役職名	所在地
			〒
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス

< 1. 事業の内容 >

- 1) 設備の導入に関する事項 (概要)
 - (A) 目的・目標
 - (B) 設備機器・システムの特徴、選定理由
- 2) 事業実施場所の地図
- 3) 事業対象施設

< 2. エネルギー起源 CO₂ 排出削減効果 >

注：J-クレジットの活用はできません。

- 1) エネルギー起源 CO₂ 年間排出削減量、削減率
 - (A) 設備導入による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠：別紙 1-2 (その 2) ロ・ハ)
 - (B) 設備導入以外の運用改善による年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠：別紙 1-2 (その 2) ホ・ヘ)
 - (C) 取組全体の年間 CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/年)・削減率 (%) (数値の根拠：別紙 1-2 (その 2) チ・リ)
 - (D) 年間ごと CO₂ 排出削減効果見込み (数値の根拠：別紙 1-2 (その 3) ヲ)

2019 年度 (t-CO ₂)	2020 年度 (t-CO ₂)	2021 年度 (t-CO ₂)	2022 年度 (t-CO ₂)

(エネルギー起源 CO₂ 排出削減効果の算定方法)

本事業の CO₂ 排出削減効果の算定方法 (I、II) について、該当するものに○をすること。

- I 補助事業者独自の算定方法の場合
- II 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合

注 II の場合、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成 29 年 2 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

(事業終了後の効果計測方法)

2) 費用効率性

補助対象経費支出予定額・・・a (別紙 1-2 (その2) イ)

設備導入による効果・・・b (別紙 1-2 (その2) ニ)

運用改善による効果・・・c (別紙 1-2 (その2) ト)

費用効率性 (円/t-CO₂)・・・a/(b+c) (別紙 1-2 (その2) ル)

< 3. 設備機器導入要件 >

「平成 30 年度版 L2-Tech リスト」(環境省)に基づく以下の表から、施設ごとに 2 区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分
あ	空調機 (ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機 (ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機 (気化式・中央方式)
え	熱源・空調機 (吸収式・中央方式)
お	熱源・空調機 (吸着式・中央方式)
か	熱源 (ヒートポンプ)
き	給湯器 (ヒートポンプ)
く	給湯器 (ガス式)
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム

施設名 : 区分表からの記号

< 4. 取組の先進性等 >

取組の先進性・モデル性

注 申請する取組において客観的な先進性・モデル性があることを具体的に記入すること。

- 1) 自治体の特性を活かした新たな取組
- 2) 機器としての先進性
- 3) システムとしての先進性・モデル性

<p>< 5. 実施体制等 ></p> <p>1) 実施体制</p> <p>2) 資金計画</p>
<p>< 6. 事業実施に関連するその他の事項 ></p> <p>1) 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針 注 国における環境関連のモデル事業等の活用状況及び本事業との関係を具体的に記載すること。</p> <p>2) 他の補助金との関係</p> <p>3) 許認可、権利関係等の調整状況</p>
<p>< 7. 事業実施スケジュール及び補助金希望額 ></p> <p>複数年度にわたる事業を希望する場合は下記の項目をそれぞれ年度ごとに記入してください。</p> <p>1) 事業の実施スケジュール</p> <p> <複数年度にわたる事業を希望する場合></p> <p> <交付申請の時期></p> <p> <入札・契約の時期></p> <p> <工事契約の履行期間></p> <p>2) 補助金所要額（別紙2を記入）</p>
<p>< 8. 確認事項 ></p> <p>1) 公募要領「I. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、特に事業開始後にCO₂排出削減目標（算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。）の達成が難しい見込みとなった場合は、CO₂排出削減量・削減率の計算過程での錯誤が理由であっても、交付決定後に補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要性が生じたりすることがあり得ること、また、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することと、環境省の求めに応じて事業概要等についての講演や情報提供を行う等、事業の普及展開に関する協力をすることを承諾の上、本申請書を提出します。</p> <p>チェック欄 □（←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。）</p> <p>2) <u>暴力団排除に関する確認</u></p>

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（１） 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。

（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

チェック欄

（←内容を確認し、誓約する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。）

別紙1-2(その1)設備導入 建屋ごとのCO2排出量削減効果一覧表

建屋名称	
CO2排出量削減効果を算定する基準年度 *1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分るように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
 自動計算欄

設備導入による年間CO2削減効果 *2		取組年度		合計
取組番号 *3	導入設備の耐用年数 (A)			
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		取組名		
		導入する主な省エネ設備		
		補助対象経費支出予定額 *4		0 円(B)
		算定する基準年度の年間CO2排出量 *5		0.0 t-CO2/年(C)
		設備導入後の年間CO2排出量 *6		0.0 t-CO2/年(D)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0 t-CO2/年(E=C-D)
		年間CO2削減率	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
		CO2削減量	0.0	0.0 t-CO2(G=E×A)
		費用効率性	0	0 円/t-CO2(B/G)
		ランニングコスト削減金額 *7		0 円/年
		補助対象経費支出予定額合計	0	0 円
		算定する基準年度の年間CO2排出量合計	0.0	0.0 t-CO2/年
		設備導入による年間CO2削減量合計	0.0	0.0 t-CO2/年
		設備導入による年間CO2削減率	0.0	0.0 %
		設備導入によるCO2削減量合計	0.0	0.0 t-CO2
		設備導入による費用効率性	0	0 円/t-CO2
		設備導入によるランニングコスト削減金額合計	0	0 円/年

(イ) *8
 (ロ)
 (ハ)
 (ニ)

- *1 CO2排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋における補助対象設備導入の取組について記載すること。
- *3 取組番号はシステム(機能全体とする系統)ごととする。また、複数事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とする。本設備における運用改善においても同一番号とする。
- *4 補助対象として、該当する取組の事業費及びランニングコストは税込みを記入すること。
- *5 該当する設備導入の取組における基準年度の年間CO2排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *6 該当する設備導入の取組における設備導入後の年間CO2排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 ランニングコスト削減金額の算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別紙1-2(その1)運用改善 建屋ごとのCO2排出量削減効果等一覧表

建屋名称	
CO2排出量削減効果を算定する基準年度*1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。

2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分かるように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。

3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄
自動計算欄

運用改善による年間CO2削減効果*2		取組年度		合計	
取組番号*3	対象設備の耐用年数				
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の耐用年数(A)*5			
		算定する基準年度の年間CO2排出量*6		0.0	t-CO2/年(B)
		運用改善後の年間CO2排出量*7		0.0	t-CO2/年(C)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0	t-CO2/年(D=B-C)
		年間CO2削減率	0.0	0.0	% (E=D/B×100)
		CO2削減量	0.0	0.0	t-CO2(F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4		0	円/年
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の耐用年数(A)*5			
		算定する基準年度の年間CO2排出量*6		0.0	t-CO2/年(B)
		運用改善後の年間CO2排出量*7		0.0	t-CO2/年(C)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0	t-CO2/年(D=B-C)
		年間CO2削減率	0.0	0.0	% (E=D/B×100)
		CO2削減量	0.0	0.0	t-CO2(F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4		0	円/年
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の耐用年数(A)*5			
		算定する基準年度の年間CO2排出量*6		0.0	t-CO2/年(B)
		運用改善後の年間CO2排出量*7		0.0	t-CO2/年(C)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0	t-CO2/年(D=B-C)
		年間CO2削減率	0.0	0.0	% (E=D/B×100)
		CO2削減量	0.0	0.0	t-CO2(F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4		0	円/年
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の耐用年数(A)*5			
		算定する基準年度の年間CO2排出量*6		0.0	t-CO2/年(B)
		運用改善後の年間CO2排出量*7		0.0	t-CO2/年(C)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0	t-CO2/年(D=B-C)
		年間CO2削減率	0.0	0.0	% (E=D/B×100)
		CO2削減量	0.0	0.0	t-CO2(F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4		0	円/年
		取組名			
		取組内容			
		主な対象設備			
		運用改善に資する主な設備の耐用年数(A)*5			
		算定する基準年度の年間CO2排出量*6		0.0	t-CO2/年(B)
		運用改善後の年間CO2排出量*7		0.0	t-CO2/年(C)
		基準年度CO2排出量-導入後CO2排出量	0.0	0.0	t-CO2/年(D=B-C)
		年間CO2削減率	0.0	0.0	% (E=D/B×100)
		CO2削減量	0.0	0.0	t-CO2(F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4		0	円/年
		算定する基準年度の年間CO2排出量合計	0.0	0.0	t-CO2/年
		運用改善による年間CO2削減量合計	0.0	0.0	t-CO2/年
		運用改善による年間CO2削減率	0.0	0.0	%
		運用改善によるCO2削減量合計	0.0	0.0	t-CO2
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0	0	円/年

*8
(ホ)
(ハ)
(ト)

- *1 CO2排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空欄負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- *2 当該建屋に設置されている設備における運用改善について記載すること。なお、当該補助事業にて導入される設備も含む。
- *3 取組番号はシステム(機能一体系とする系統)ごととする。また、複数事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- *4 ランニングコスト削減金額は税込みで記入し算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- *5 運用改善における対象設備の残りの耐用年数を記載すること。(対象設備とは、運用改善の取組により、消費エネルギーが削減する設備を指す。)
- *6 該当する運用改善対象設備における基準年度の年間CO2排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *7 該当する運用改善後の対象設備における年間CO2排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- *8 表の右に書かれている記号の数値を別紙1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別添1 システム図<別紙1-2(その1)関係>(取組ごとに作成すること)

建屋名	
取組番号	
設備名	
区分	

注1 設備名には主な導入省エネ設備を記入し、また区分には該当するL2-Techを参照した区分にある記号を記入する。

2 導入前、導入後が分かる様にシステムフロー図を記入すること。

3 導入前のシステムフロー図には撤去範囲を示すこと。

4 複数年実施の場合は各年の実施内容が分かるように記入すること。

導入前(運用改善では取組前のシステムを記入)

導入後(運用改善では取組後のシステムを記入)

別紙1-2 (その2)

事業全体のCO₂排出量削減効果集計表
年間CO₂排出削減量、削減率

年度

入力欄

自動計算欄

建屋名称	基準年度	設備導入による効果		運用改善による効果		取組全体による効果	
	年間CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減量 (ロ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ハ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (ホ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (ヘ) %	年間CO ₂ 排出削減量 (チ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出削減率 (リ) %
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
合計	0.0	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%

費用効率性

建屋名称	補助対象経費支出 予定額	設備導入 による	運用改善 による	取組全体 による	費用効率性
	円 (イ)	CO ₂ 削減量 (ニ) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ト) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ヌ) t-CO ₂	(ル) 円/t-CO ₂
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
合計	0	0.0	0.0	0.0	0

注1 別紙1-2 (その1) の記号 (イ〜ル) の欄の数値をそれぞれ記入すること。

2 複数年の場合は「集計」として複数年分の集計表を1枚つけること。

別紙1-2(その3)
年間ごとCO2排出削減効果見込み

入力欄
自動計算欄

設備導入年度	建屋名称	取組名	取組削減量	2019年度			2020年度		2021年度		2022年度	
			CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)	設備稼働月数(か月)	
2019年度				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
				0.0			0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO ₂)				0.0			0.0		0.0		0.0	
2020年度							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
							0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO ₂)							0.0		0.0		0.0	
削減量合計(t-CO ₂) (を)				0.0			0.0		0.0		0.0	

注 1 各設備のCO2削減量は「別紙1-2(その1)」の結果から転記すること。
2 設備導入初年度については年間のCO2削減量に設備の稼働月数を掛けた数値を記入すること。

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
【経費内訳】

年度分

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)
	円	0 円	0 円
	(4) 補助対象経費支出予定額	(5) 補助金所要額 (千円未満切捨て) ※(4)×補助率	
	0 円	円	/

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目・細分	金額 (円)	積算内訳
小計	0	
消費税	0	
合計	0	

購入する主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価 (円)	
			上段: 税抜価格 下段: 税込価格	金額 (円) 上段: 税抜価格 下段: 税込価格

別紙3

カーボン・マネジメントの推進方針

申請者（ ）は、標記の推進方針について、次のとおり取り組みます。

1. 事務事業編の策定状況等

1) 事務事業編の策定状況

策定済み（策定期： 年 月）

策定に向けて検討中（策定予定時期： 年度）

注 検討中の場合は、当該地方公共団体におけるエネルギー起源 CO₂ 削減に資する具体的な（重点）推進事項の名称、概要等について検討進捗状況を記入すること。

2) 事務事業編の進捗状況（策定済みの場合）（基準年度、目標年度、目標値、進捗状況等について記載）

注 温室効果ガスの削減について、基準年度と目標年度、目標削減量（率）と、それらの数値に対して現在（実績値を把握できている最新年度）の進捗率について記載するとともに、これまで特に工夫して取り組んだ事項について記載すること。

3) 対象事業の事務事業編における位置付け

位置付け済み

位置付けに向けて検討中（策定/改定予定時期： 年度）

2. カーボン・マネジメント体制の内容等

1) カーボン・マネジメント体制の内容

注 事務事業編の関連計画等との連携や庁内の横断的連携等による協働体制について記載すること。

2) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針・方法と普及により期待される効果

注 本事業の取組を他の公共施設や民間施設に普及させる方針・方法と普及により期待される効果を具体的に記入すること。

3) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制

3. 事業実施によるエネルギー起源 CO₂ 排出削減以外の効果

注 地域循環共生圏又は SDGs の考え方を踏まえ、地域が目指す将来像、地域課題等に即した副次的効果を具体的に記載すること。事務事業編の強化・拡充を通してどのように副次的効果を発現するかを併せて具体的に記載すること。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

推薦者 住 所
地方公共団体名
役 職 ・ 氏 名

印

推薦書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)

標記について、応募申請書に添えて提出します。

(担当者欄)
郵便番号：
住 所：
所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E-Mail：